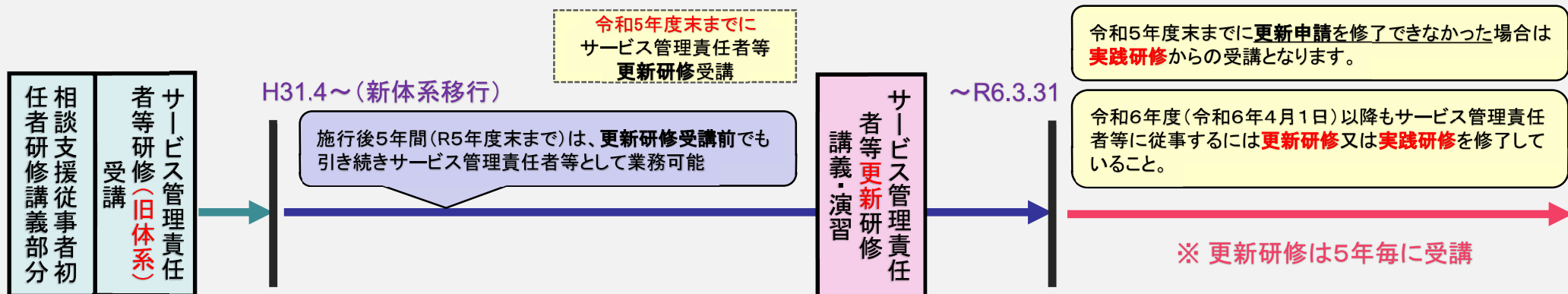


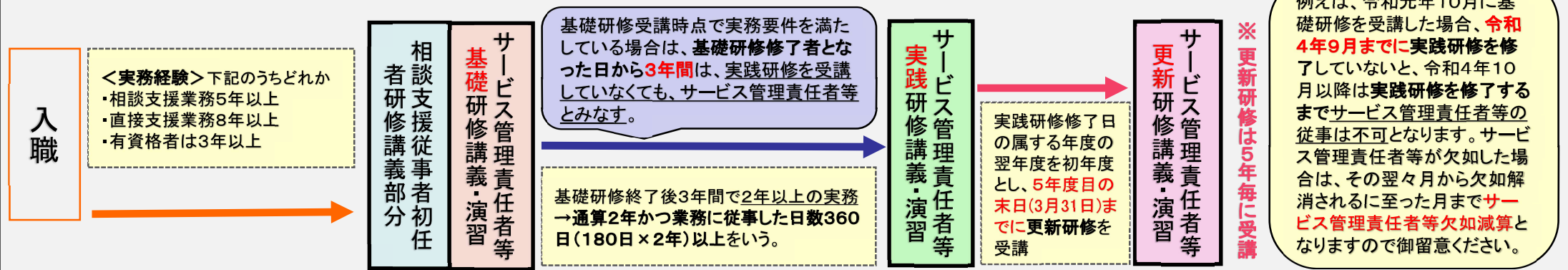
① 旧体系(H31.3以前)の研修受講済みの者について

- ・令和5年度末(令和6年3月31日)までに更新研修を修了できなかった場合は、令和6年4月1日以降は実践研修修了証の交付を受けるまでサービス管理責任者等としての業務はできません(サービス管理責任者等欠如)。
- ・サービス管理責任者等が欠如した場合は、その翌々月から欠如解消されるに至った月まで**サービス管理責任者等欠如減算**となりますので御留意ください。



② 基礎研修受講時点で実務要件を満たしていた者について

R元~R3の基礎研修受講者に限ります。



③ 基礎研修受講時点で実務要件を満たしていなかった者について

④ R4以降の基礎研修修了者について

(基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者も含む。)

※ 更新研修は5年毎に受講

入職

<実務経験> 下記のうちどれか
・相談支援業務3年以上
・直接支援業務6年以上
・有資格者の場合は1年以上

相談支援従事者初任
基礎研修講義・演習

* 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、**2人目のサービス管理責任者等**として配置可能。1人目としての配置は不可。
* 個別支援計画**原案**の作成は可能。

基礎研修終了後2年以上の実務
→ 通算2年かつ業務に従事した日数360日(180日×2年)以上をいう。

サービス管理責任者等
実践研修講義・演習

実践研修修了日の属する年度の翌年度を初年度とし、**5年度目の末日(3月31日)までに更新研修を受講**

サービス管理責任者等
更新研修講義・演習

更新研修を修了できなかった場合は再度**実践研修**の受講となります。再度の実践研修の課程を修了した旨の**証明書の交付を受けた日**に実践研修修了者となります。

5年度目の末日までに更新研修を修了できなかった場合は、再度の**実践研修修了の証明書の交付を受けるまで**サービス管理責任者等の業務に従事できません。